

平成30年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成30年3月6日

生 駒 市

平成30年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 1 号	平成30年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成30年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成30年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成30年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成30年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成30年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成30年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	平成30年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 9 号	平成29年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	1～5
議案第 10 号	平成29年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	6～8
議案第 11 号	平成29年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第1回）	9～12
議案第 12 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13～14
議案第 13 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15～16
議案第 14 号	生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	17
議案第 15 号	生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第 16 号	生駒市自動車駐車場基金条例の制定について	19～20

議案第 17 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	21～22
議案第 18 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	23～26
議案第 19 号	生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 20 号	生駒市学校教育のあり方検討委員会条例の制定について	28～30
議案第 21 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 22 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	32～33
議案第 23 号	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34～36
議案第 24 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	37～38
議案第 25 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	39～41
議案第 26 号	生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42～43
議案第 27 号	生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44～45
議案第 28 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	46～65
議案第 29 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	66～67
議案第 30 号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第 31 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	69～70
議案第 32 号	市道路線の認定について	71
議案第 33 号	市道路線の廃止について	72

議案第 34 号	生駒市教育長の任命について	73
議案第 35 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱について	74
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	75

議案第 9 号

平成29年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

平成29年度生駒市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		664,658	-3,700	660,958
	1 繰越金	664,658	-3,700	660,958
21 市債		2,126,800	3,700	2,130,500
	1 市債	2,126,800	3,700	2,130,500
歳 入 合 計		37,270,047	0	37,270,047

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
土 木 費	道路橋梁 及び河川費	企業誘致関連道路整備事業	82,180
		道路新設改良事業	43,360
		河川水路改修事業	30,864
	都市計画費	生駒山麓公園整備事業	14,260
教 育 費	中学校費	中学校施設管理	10,473
	社会教育費	生涯学習施設整備事業	12,000
災害復旧費	土木災害 復旧費	道路河川災害復旧事業	7,100
	農林業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業	5,000

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
民 生 費	児童福祉費	市立保育所 施設整備事業	54,165	市立保育所 施設整備事業	101,990
土 木 費	道路橋梁 及び河川費	道路橋梁 維持補修費	10,400	道路橋梁 維持補修費	20,000

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路河川 災害復旧事業	3,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとし る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	664,658	-3,700	660,958	1 繰越金	-3,700	前年度繰越金
計	664,658	-3,700	660,958			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 災害復旧債	0	3,700	3,700	1 土木災害復旧債	3,700	
計	2,126,800	3,700	2,130,500			

議案第 10 号

平成 29 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,732,760 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 6 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,418,255	10,000	1,428,255
	1 後期高齢者医療保険料	1,418,255	10,000	1,428,255
歳 入 合 計		1,722,760	10,000	1,732,760

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,661,701	10,000	1,671,701
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,661,701	10,000	1,671,701
歳 出 合 計		1,722,760	10,000	1,732,760

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	1,418,255	10,000	1,428,255	1 現年度分特別徴収保険料	5,000	
				2 現年度分普通徴収保険料	5,000	
計	1,418,255	10,000	1,428,255			

[単位 千円]

歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				国庫支出金	特定地方債				区分	金額
					その他	国庫				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,661,701	10,000	1,671,701		10,000 (保)	10,000	19 負担金補助及び交付金	10,000	後期高齢者医療広域連合負担金	
計	1,661,701	10,000	1,671,701		10,000					

[単位 千円]

議案第 11 号

平成 29 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 29 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 6 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		917,336	-19,000	898,336
	1 使用料	917,006	-19,000	898,006
3 国庫支出金		215,000	-15,000	200,000
	1 国庫補助金	215,000	-15,000	200,000
7 市債		740,694	34,000	774,694
	1 市債	740,694	34,000	774,694
歳 入 合 計		2,878,216	0	2,878,216

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	409,000

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	608,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	664,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	53,600	"	"	"	38,600	"	"	"
公営企業 会計適用	11,600	"	"	"	4,600	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 下水道使用料	917,006	-19,000	898,006	1 下水道使用料	-19,000		
計	917,006	-19,000	898,006				

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 下水道費国庫補助金	215,000	-15,000	200,000	1 下水道費補助金	-15,000	社会資本整備総合交付金	
計	215,000	-15,000	200,000				

(款) 7 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 下水道債	740,694	34,000	774,694	1 下水道債	34,000	公共下水道事業債 流域下水道事業債 公営企業会計適用債	56,000 -15,000 -7,000
計	740,694	34,000	774,694				

議案第 12 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、成果実績額に
ついては、市長が定めるところにより年額で支給する。

別表中

農業委員会の委員	会長	日額 21,000
	副会長	日額 18,000
	委員	日額 16,000
農地利用最適化推進委員		日額 16,000

を

農業委員会の委員	会長	日額 21,000	に改める。
		成果実績額 農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果の実績に応じて国から交付される交付金（以下「交付金」という。）の範囲内で市長が定める額	
	副会長	日額 18,000	
		成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額	
	委員	日額 16,000	
		成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額	
農地利用最適化推進委員		日額 16,000	
		成果実績額 交付金の範囲内で市長が定める額	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

23 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第3条並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とす

る。

(1) 6級及び7級 100分の1.8

(2) 8級 100分の2

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額（地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1号給及び2号給 100分の1.8

(2) 3号給から7号給まで 100分の2

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 14 号

生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年4月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月生駒市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 15 号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 公営企業債の償還のために一般会計から繰り出す財源に充てるとき。
- (5) 特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

生駒市自動車駐車場基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場基金条例

(設置)

第1条 生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）に規定する自動車駐車場の修繕、改修及び更新を行うための資金に充てるため、生駒市自動車駐車場基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 17 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 18 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項の次に次のように加える。

18 の2	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定又は同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき30,000円
18 の3	指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請(当該申請に係る事業所の所在地が本市の区域内にあるものに限る。)に対する審査	1件につき11,000円
18 の4	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円

18 の5	指定居宅介護 支援事業者指 定更新申請手 数料	介護保険法第79条の2第1 項の規定による指定居宅介護 支援事業者の指定の更新の申 請に対する審査	1件につき11,0 00円
----------	----------------------------------	--	------------------

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 18の2の項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料については、2以上の指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサービスに係る申請は、1件とする。
- 2 前項の規定は、18の3の項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料について準用する。
- 3 22の項の屋外広告物に関する許可申請手数料における1件とは、形状、大きさ、意匠等同一のもので一括申請されたものをいう。

別表第3の2の項の(2)中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、

0円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表の6の項の(1)中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表の7の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,

870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」
に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,
000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,
830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 19 号

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別会計設置条例の一部を改正する条例

生駒市特別会計設置条例（昭和39年4月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による自動車駐車場事業特別会計の平成29年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

生駒市学校教育のあり方検討委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市学校教育のあり方検討委員会条例

(設置)

第1条 生駒市教育大綱を踏まえ、本市が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育の質の向上並びに学校及び教職員への支援に関する検討その他の学校教育のあり方に関する調査及び検討を行うため、生駒市学校教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校における教育の質の向上に関する事項
- (2) 学校及び教職員への支援に関する事項
- (3) 効率的な学校運営に関する事項
- (4) 小中一貫教育に関する事項
- (5) 学校の規模、通学区域及び配置の適正化に関する事項
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内及び必要に応じて委嘱する第5条に規定する臨時委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校の長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（関係者の出席等）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費
助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条
例の一部を改正する条例

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第3
1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め
る。

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及び第2条の規定による改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、平成31年8月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 23 号

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例及び生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月生駒市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「有する」の次に「者であって、」を加え、「第50条に規定する被保険者(同法第55条第1項第2号に規定する入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。)」を「の規定による被保険者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(住所地特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)(以下この条において「障害者支援施設等」とい

う。)に入所をしたことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、前条の要件（同条第2号に掲げる要件を除く。）に該当し、同条の規定による医療費の助成を受けることができることとなるものは、同条に規定する市内に住所を有する者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所した障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

（生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 24 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 生駒市国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「生駒市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（）」を「生駒市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）」に改める。

第5条第1項中「420,000円」を「404,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の

規定を勘案し、同条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに16,000円を加算するものとする。

第7条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 25 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,550円」を「31,200円」に改め、同項第2号中「37,120円」を「40,560円」に改め、同項第3号中「42,830円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「51,390円」を「56,160円」に改め、同項第5号中「57,110円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「68,530円」を「74,880円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「74,240円」を「81,120円」に改め、同号ア中「190万円

」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「85,660円」を「93,600円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「91,370円」を「99,840円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第13号中「137,060円」を「149,760円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「125,640円」を「137,280円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「114,220円」を「124,800円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「99,940円」を「115,440円」に改め、同号イ中「第12号イ」を「第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 109,200円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「25,690円」を「28,080円」に改める。

第28条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月生駒市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第

5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 3 2 条第 9 号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本とすつつ、」を加え、同条第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 3 2 条第 2 1 号中「以下」を「次号及び第 2 2 号において」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月生駒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介

介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 28 号

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第3章 運営に関する基準（第6条—第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者の指定の要件）

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

第2章 人員に関する基準

(従業員の員数)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつ

ては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を

拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族か

ら求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問

題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めること

ができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定め

るところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上

の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催

し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合）にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合）にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わな

いこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業員の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこ

とのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内

容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス又は法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 1 7 6 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 2 9 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置

について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

- (1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

- ア 居宅サービス計画

- イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

- ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

- エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 3 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録

を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 居宅介護サービス計画費又は法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定居宅介護支援を提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第2条、第2章及び前章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項の管理者とすることができる。

議案第 29 号

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

生駒市企業立地促進条例（平成24年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 奈良県未来投資促進基本計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第1項に規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けた奈良県未来投資促進基本計画をいう。

第2条第2号を削り、同条第3号中「奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画」を「奈良県未来投資促進基本計画」に、「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同号イを次のように改め、同号を同条第2号とする。

イ 学研生駒テクノエリア

第2条第4号を削り、同条第5号中「対象業種である製造業」を「製造業（日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条中「届け出た事項」を「使用者」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（使用の態様の変更の届出）

第22条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他使用の態様を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第44条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第22条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第 31 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成30年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及
び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」
を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常
勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」
及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1
人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当す
る扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 32 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	谷田辻線支線9号	辻町830番9先 辻町830番36先	
2	谷田辻線支線10号	辻町830番10先 辻町830番24先	
3	小明台25号線	小明町2110番1先 小明町1577番12先	
4	北大和高校線支線1号	上町4552番11先 上町4552番3先	
5	松美台第1歩行者道	松美台50番7先 松美台52番110先	

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 33 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小明台25号線	小明町2110番1先 小明町2122番26先	

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育長の任命について

生駒市教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 田 好 昭

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 35 号

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 梅 川 智三郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 高 峯 幹 男

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

住 所 生駒市 ●●●●●●●●

氏 名 中 村 幹 雄

生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日

平成30年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史